

## 京都市における高度情報化推進に関する体制を整備するための要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、高度情報化の推進並びに電子情報及び情報システムに係る情報セキュリティの確保を目的とする体制整備について、必要な事項を定めるものとする。

### (京都市高度情報化推進本部の設置)

第2条 本市の高度情報化を全序的に推進し、電子情報及び情報システムの情報セキュリティの確保に必要な対策を実施するため、京都市高度情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長が指名する副市長をもって充て、副本部長は、規程第5条に定める最高高度情報化推進責任者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部の事務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐する。
- 6 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長が、その職務を代理する。

### (本部の会議)

第4条 本部長は、次の各号に掲げる事項の総合的な調整を行うため、前条第1項に掲げる者で構成する本部会議を随時招集する。

- (1) 本市の高度情報化推進に関する重要な方針
- (2) 本市の情報セキュリティに関する重要な方針

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者を第1項の本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (高度情報化推進会議)

第5条 高度情報化推進及び情報セキュリティの確保に係る必要な事項について協議するため、最高高度情報化推進責任者の下に高度情報化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 最高高度情報化推進責任者は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (専門部会)

第6条 最高高度情報化推進責任者は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、最高高度情報化推進責任者の下に専門部会を置くことができる。専門部会の構成員は、最高高度情報化推進責任者が指名する。

### (庶務)

第7条 本部、推進会議及び専門部会の庶務は、総合企画局デジタル化戦略推進室において行う。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成13年5月8日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成14年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成15年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成16年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成17年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成18年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成19年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成20年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成21年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成24年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成25年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成25年5月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成25年9月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成26年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成26年5月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成28年10月17日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成29年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成31年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(令和3年4月1日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(令和6年4月1日決定)

別表第1（本部員 第3条関係）

教育長  
公営企業管理者交通局長  
公営企業管理者上下水道局長  
会計管理者  
京都市事務分掌規則第1条第9項に規定する監察監  
環境政策局長  
行財政局長  
行財政局財政担当局長  
総合企画局長  
総合企画局デジタル化戦略担当局長  
文化市民局長  
産業観光局長  
保健福祉局長  
子ども若者はぐくみ局長  
都市計画局長  
建設局長  
区長会当番区区長  
消防局長  
市会事務局長  
選挙管理委員会事務局長  
監査事務局長  
人事委員会事務局長

別表第2（高度情報化推進会議委員 第5条関係）

環境政策局環境企画部長  
行財政局総務部長  
総合企画局総合政策室長  
総合企画局デジタル化戦略推進室長  
文化市民局くらし安全推進部長  
産業観光局産業企画室長  
保健福祉局保健福祉部長  
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長  
都市計画局都市企画部長  
建設局建設企画部長  
会計室長  
区長会当番区地域力推進室長  
市会事務局次長  
選挙管理委員会事務局次長  
監査事務局次長  
人事委員会事務局次長  
消防局総務部長  
交通局企画総務部長  
上下水道局総務部長  
教育委員会事務局総務部長